

議案第12号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（第1条） 新旧対照表

新	旧
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける<u>変電設備</u>（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける<u>変電施設</u>（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。</p>
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長又は消防署長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>以下同じ。</u>）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長又は消防署長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(喫煙等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 第1項の消防長又は消防署長が指定する場所（同項第3</p>	<p>(喫煙等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 前項の場合において、併せて<u>図記号による標識を設ける</u>ときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</p> <p><u>4</u> 第1項の消防長又は消防署長が指定する場所（同項第3</p>

号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

別表第7 削除

別表第7 (第23条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

議案第12号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（第2条） 新旧対照表

新	旧
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p>イ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

(3)～(5) (略)

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(3)～(5) (略)

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター (充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。) について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18) 略

(19) 略

2 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 略

(18) 略

2 略

議案第12号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（第3条） 新旧対照表

新	旧
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(3)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p><u>第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及</u></p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(3)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p><u>第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転</u></p>

び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 （略）

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 （略）

（1）～（12） （略）

（13） 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 （略）

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 （略）

（1）～（12） （略）

（13） 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

別表第3 (第3条、第18条関係)

略									
厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付	14k	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す
			こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付	W以下					
			こんろ・グリドル付こんろ						
			据置型レンジ	21k	100	15注	15	15注	
厨房設備	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付	14k	80	0	二	0	
			こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付	W以下					
			こんろ・グリドル付こんろ						
			据置型レンジ	21k	80	0	二	0	
			据置型レンジ	W以下					

(14)・(15) (略)

別表第3 (第3条、第18条関係)

略									
厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付	14k	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す
			こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付	W以下					
			こんろ・グリドル付こんろ						
			据置型レンジ	21k	100	15注	15	15注	
厨房設備	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付	14k	80	0	二	0	
			こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付	W以下					
			こんろ・グリドル付こんろ						
			据置型レンジ	21k	80	0	二	0	
			据置型レンジ	W以下					

				下				
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	二	100	50	50	50
			炭火焼き器	二	80	30	二	30
	上記に分類されないもの	木炭を燃料とするもの	使用温度が800℃以上のもの	二	250	200	300	200
使用温度が300℃以上800℃未満のもの			二	150	100	200	100	
使用温度が300℃未満のもの			二	100	50	100	50	
略								

				下				
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	使用温度が300℃未満のもの	二	250	200	300	200
				二	150	100	200	100
				二	100	50	100	50
略								